

中津川市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について

1 計画策定の趣旨

市町村は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することが義務づけられています。中津川市では、「中津川市第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」をこれに位置づけています。

このたび、平成29年度をもって、「中津川市第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の計画期間が終了となるため、新たに平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とする、「中津川市第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定します。

2 計画期間

平成30～32年度の3か年計画です。この計画に基づき、3か年の第1号被保険者（65歳以上高齢者）の介護保険料の水準を決定します。

H27 2015年	H28 2016年	H29 2017年	H30 2018年	H31 2019年	H32 2020年	H33 2021年	H34 2022年	H35 2023年	H36 2024年	H37 2025年	H38 2026年
現行計画											
第6期計画											
			第7期計画								
						第8期計画					
								第9期計画			

3 策定の手法

（1）高齢者等実態調査の実施

高齢者の生活実態や、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向など、次期計画を策定するための基礎的な資料を得るために、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」を実施しました。

（2）第6期計画の振り返り、第7期計画の検討・策定

策定にあたっては、実態調査で把握された現状、現行計画の振り返りを基に進めるほか、介護保険法改正などの国の動きを注視しながら進めています。

また、高齢者福祉に関する取り組みの現状を把握、課題を明確にし、第7期計画策定に向けて、今後の取り組み等を検討していきます。

4 策定の体制

本計画の策定体制は、「中津川市介護保険運営協議会」「作業部会」「プロジェクト会議」の3つの組織で、それぞれで議論を積み上げながら作業を進めます。

① 中津川市介護保険運営協議会

運営協議会は、医療及び福祉の事業を代表する者、その他識見を有する者で構成する組織です。

市長から計画策定の諮問を受け、専門的見地から計画案を検討します。その上で、検討結果を市長に答申します。

② 作業部会

作業部会は、高齢者の保健・福祉事業や生きがいづくりに関する各種事業・活動に従事する者、家族介護の経験者で構成する組織です。高齢者の保健・医療・福祉・介護・生きがいづくりなどの事業・活動の現状についての意見交換を行い、計画案に向けた課題や方向性を検討します。

検討議題においては、「高齢者保健福祉分科会」「介護保険分科会」の2つの分科会に分かれ、分科会ごとの検討・意見交換を行います。

③ プロジェクト会議

プロジェクト会議は、健康福祉部内の各課・室で構成する組織です。高齢者の保健・医療・福祉・介護・生きがいづくりなどの事業・活動の主管課として、現状把握の各種調査に協力するとともに、本計画に記載する事業・活動について検討・調整・意見交換を行います。

基本的には、作業部会と合同開催とします。

5 中津川市第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画〔平成27年度-平成29年度〕の体系

基本理念	基本目標	基本施策
安心できる温かい福祉のまちをつくります いつまでも安心して尊厳を持ち、自立した暮らしができる社会を目指します	1 健康づくりを核とした高齢者の生きがいと介護予防の推進	1 ライフステージに応じた健康づくりを推進します 2 高齢者の生きがい活動を支援します 3 高齢者の介護予防を支援します
	2 在宅医療の充実と医療と介護の連携強化	1 地域ケア会議により関係機関の連携を強化します 2 在宅医療の充実を支援します 3 地域総合医療センターの体制を充実します
	3 認知症予防対策・認知症高齢者施策の充実	1 認知症みまもりのわ事業を推進します
	4 一人ひとりにあった介護サービスの充実	1 介護保険サービスに関わる支援体制を充実します 2 居宅介護予防サービスの利用促進を図ります 3 居宅介護サービスの利用促進を図ります 4 施設・居住系サービスの適正利用を推進します 5 介護保険サービスの基盤強化を推進します 6 介護給付の適正化を推進します
	5 在宅支援の充実	1 高齢者の家庭生活を支援します 2 高齢者の移動支援を推進します 3 介護者の心身の負担を軽減します 4 地域みんなで高齢者を支えます 5 高齢者の権利を守ります

6 国における第7期計画策定の方針等

(1) 国の高齢者に関する動向

○ 国の高齢者の現状と課題

高齢者白書において、平成27年の高齢化率は26.7%となっており、総人口が減少するなかで高齢者は増加しています。また、高齢者の要介護認定者は急速に増加しており、特に75歳以上の割合が高く、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）に突入する2025年（平成37年）には、急増が予測されています。さらに、増加する高齢者に比例し2025年（平成37年）には認知症患者数が約700万人と予測されており、支援が必要な高齢者の増加に対応した体制の強化が必要です。

高齢者の健康状態については、平均寿命について増加している一方、健康寿命については、平均寿命に比べて伸びが小さくなっています。日常生活に制限のある期間については増加している現状です。高齢者の就労希望や社会参加意向は年々増加しており、就労支援や社会参加しやすい環境づくりが重要となっています。

○ 高齢者の定義の見直しの動き

経済財政諮問会議において現在の高齢者は10～20年前と比較して加齢に伴う身体的機能変化の出現が5～10年遅延しており、「若返り」現象がみられます。特に65～74歳の前期高齢者においては、心身の健康が保たれており、活発な社会活動が可能な人が大多数を占めています。また、各種意識調査の結果でも、社会一般で65歳以上を高齢者とすることに否定的な意見が強くなっています。

日本老年学会においても高齢者の定義を65～74歳（准高齢者）、75～89歳（高齢者）、90歳以上（超高齢者）に見直し、高齢者を社会の担い手でありモチベーションを持った存在と捉えなおすこと、迫りつつある超高齢社会を明るく活力あるものにすることを提言しています。

内閣府においても健康寿命に注目し、高齢者を「70歳以上」として経済的・社会的な定義を見直すことを提案しています。

【 ポイント 】

国の高齢者をめぐる現状と課題として、団塊の世代が後期高齢者に突入する2025年（平成37年）に認知症高齢者等支援が必要な高齢者の急増が予測され、平均寿命が伸びている一方、健康寿命の伸びは小さく、介護が必要な期間が増加しています。

そのような状況をふまえ、支援が必要な高齢者の急増を見据えた持続可能なサービス提供体制の強化、健康寿命の延伸をめざした若年からの健康づくり、介護予防等の対策の強化が必要です。

（2）第7期計画の方針

○地域包括ケアシステムの深化・推進するため、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮する

- ・自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

介護保険事業計画に介護予防・重度化防止等との取組内容と目標を記載、目標の達成状況に応じた財政的インセンティブの付与を整備する。

- ・医療・介護の連携の推進等

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設。

- ・地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作りを推進。地域福祉計画を福祉分野の上位計画に位置づけ、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

- ・2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする

- ・介護納付金への総報酬割の導入

- ・県の第7期医療計画・第7期介護保険事業計画との整合を図った計画の策定

○介護離職ゼロの実現に向け、介護者の就労継続への支援のための介護サービス等の把握、反映が重要

介護離職者ゼロの実現に向けて、在宅サービスや施設サービスの充実や介護人材の確保とともに、介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方等のニーズを把握し、各保険者において、第7期計画に反映していくことが必要である。

【 ポイント 】

第7期計画の策定においては、以上の第7期計画の方針をふまえて、“地域包括ケアシステム”的な深化・推進に向け、介護予防・重症化・重度化防止、介護・医療の連携、介護離職ゼロの実現等に向けた取組が必要です。

また、介護制度の持続可能性を確保していくためにも、健康寿命の延伸による要支援・要介護認定者数の抑制が重要課題であり、健康づくりや介護予防のより充実を図り、地域で社会参加できる機会の増加、また高齢者を支援する担い手を育成する仕組みづくりが重要です。

第7期介護保険事業計画の策定プロセスと支援ツール

(3) 第7期介護保険事業計画の策定プロセスと支援ツール

